

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 寄居町 (都道府県: 埼玉県)

本事業の担当部局名 総合政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)						
個別事業名	寄居町結婚新生活支援事業補助金	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 5 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	4,800,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 本町の人口は、平成12(2000)年をピークに減少傾向となっており、令和7(2025)年を過ぎると、人口が3万人を下回ることや、少子高齢化が急速に進行することが予測されている。そのため、町民の結婚・出産・子育てを取り巻く環境や転入・転出の動向の改善につながる施策・事業が必要となる。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 令和6年度より保育所の児童に対する体育・語学(英語)指導の実施や学童利用者、保育士の職場環境の整備に対する補助金交付事業を開始し、少子化対策の充実・強化を図っていく。また、ニーズ調査をもとに国のこども大綱を踏まえた子ども・子育てスマイルプラン(こども計画)の改定を予定。</p> <p>＜本個別事業の位置付け＞ 第6次寄居町総合振興計画後期基本計画では基本施策の一つに「結婚・妊娠・出産の支援」を掲げており、その取り組み内容には、結婚を希望する町民への支援の充実を図り、また、住宅取得の支援などにより、若い世代や子育て世代の移住・定住を促進するとしている。しかし、現状は結婚に対する支援は乏しく、妊娠以降の支援に比重が傾いている状態である。本事業は経済的理由により結婚に踏み切れない若い世代を後押しし、また本町の総合戦略においても重要な役割を担うものである。</p>						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無			<input type="checkbox"/>	有			
※(注)3							
【その他独自要件】							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦の双方に町税の滞納がないこと</li> <li>・世帯に暴力団員を含まないこと</li> <li>・生活保護法の住宅扶助を受けていないこと</li> <li>・過去に同様の補助金・助成金の交付を受けていないこと</li> </ul>							

2. 申請見込

①新規世帯見込	10	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	6	世帯		
	その他	4	世帯		

【世帯数積算根拠】

R5年度の補助金申請に係る相談件数をもとに算出した。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	8 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	8 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	6 世帯 × 600,000 円 =	3,600,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	4 世帯 × 300,000 円 =	1,200,000 円	
	(継続補助)	0 円	
	合計	4,800,000 円	

3. 広報の実施予定

- ・広報 ・町公式HP、SNS
- ・婚姻届提出窓口でのチラシ掲示

KPI項目	単位	目標値	現状値		
				項目	単位
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	合計特殊出生率	%	1.27 (R8)	1.05 (R1)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	合計特殊出生率		1.05 (R1)		
	婚姻件数	件	99 (R2)		
	婚姻率		データなし		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容 番号	項目	単位	目標値	現状値
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7					
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産業者に対し、チラシの配下等について協力いただき、周知を図る。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
- ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
- ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
- ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
- ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
- ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直前年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。